第

2115

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 8月 16日 金曜日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

発行所

株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 株式の名義変更

が、長女がA鉄道沿線の大学に通学している ので、A鉄道の株式の名義を長女に変更して、 株主優待乗車券の交付を受けようと思います。 ところで、このような場合でも贈与税は課 税されるのでしょうか。

A:贈与税は課税されます。

【解説】

贈与とは、当事者の一方が、自己の財産を 無償で相手方に与える意思表示をし、相手方 がこれを受諾することによって成立する契約 をいいます。

株式等の名義の変更があった場合において、 対価の授受が行われていないとき又は他の者 の名義で新たに株式等を取得した場合におい ては、これらの行為は、原則として贈与とし て取り扱われます。

ただし、他人名義で株式等を取得した場合 で、新たに名義人となった者がその名義人と なった事実を知らず、かつ、名義人となった 者が株式を管理運用し又は収益を享受してい ない場合で、その株式に係る最初の贈与税の 申告もしくは決定又は更正の日前に株式の名 義を本来の所有者の名義としたときに限り、 贈与がなかったものとして取り扱われます。

ご質問の場合、長女は、株主優待乗車券の 交付を受けるためにA鉄道の株式の名義変更 があった事実を十分知り得る状況にあり、ま た、株式を運用して株主優待乗車券の交付を 受ける予定ですから、贈与税が課税されるこ とになります。







